

## 宮城県スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業実施要領（令和8年1月14日付け7農産第3856号農林水産省農産局長通知。以下、「国要領」という。）及びスマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和8年1月14日付け7農産第3678号農林水産事務次官依命通知。以下、「国要綱」という。）に基づき、取組主体が行うスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業に要する経費について、間接補助事業者等にあつては地域農業再生協議会長及び宮城県農業再生協議会長（以下、「地域協議会長等」という。）に、それ以外の取組主体にあつては当該取組主体に対し、予算の範囲内においてスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業補助金（以下、「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の対象及び補助率)

第2 補助対象経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるとおりとする。

### (申請手続)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金等交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施主体については、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金等交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 地域農業再生協議会（以下、「地域協議会」という。）にあつては補助金の交付に関する規則等
- (3) 事業実施主体の暴力団排除に関する誓約書（別記様式第1号別添1）
- (4) 事業実施主体の県税に未納がないことの証明書（納税証明書）
- (5) その他知事が必要と認める書類

4 次のいずれかに該当する事業者は、交付申請をすることができない。

(1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等

(2) 県税に未納がある者

5 知事は、前項（1）に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警察本部長宛て照会することができる。

（交付決定の通知）

第4 知事は、事業実施主体から第3第1項の規定による交付申請書の提出があり、補助金を交付すべきものと認めたときは、東北農政局長へ申請手続を行うものとする。

2 知事は、国要綱第11の規定により補助金交付決定の通知を受けたときは、速やかに交付決定を行い、事業実施主体にその旨を通知するものとする。

（契約等）

第5 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 事業実施主体は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、国要綱別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。また、知事は事業実施主体に対してこのことを指導するとともに、当該契約に農林水産省の機関、県及び所在市町村から指名停止等の措置等を受けている者が関わっていないことを確認する。

（交付の条件）

第6 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、国要綱第17の規定により、速やかに別記様式第4号に定める遅延届出書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(4) 知事は、(1)又は(2)の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

## (5) その他必要な事項

### (事業の着工)

第7 補助事業の着工は、原則として第4の交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体はあらかじめ、知事の適切な指示を受けるとともに、その理由を明記した交付決定前着手届を国実施要領別記様式第2-6号により知事に提出するものとする。

2 前項のただし書きにより、補助金の交付決定前に当該補助金に係る事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、補助金の交付決定の通知までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

### (事業遂行状況報告)

第8 規則第10条の規定による報告は、別記様式第5号によるものとし、補助金の交付決定のあった年度の12月31日現在において作成し、翌月の15日まで知事に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

### (実績報告)

第9 規則第12条第1項の規定による補助事業等実績報告書の様式は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業が完了したとき（第6第1項第2号による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1か月を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、特に必要があるときは、提出期限を繰り上げるものとする。

2 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 第3第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかにならなかった場合は、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

4 第3第2項ただし書の規定により交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又

はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月20日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第10 知事は、第9第1項の規定による報告を受けた場合には、規則第13条の規定により、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その結果に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、事業実施主体に通知する。

2 知事は、規則第14条の規定により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを事業実施主体等に対して、命ずることがある。

(補助金の交付方法)

第11 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は補助事業の遂行上必要があると認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求は、別記様式第6号によるものとする。

(財産の管理等)

第12 事業実施主体は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第13 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「農林規則」という。）第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 前項の規定にもかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その

他必要な事項)が第3第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第4第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により知事の承認を受けたものとみなす。

- (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。
- (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

5 第4項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部若しくは一部を国に納付することを条件とすることがある。

#### (補助金の経理)

第14 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、規則第20条の規定により、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 事業実施主体は、取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第9号に定める財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

#### (書類の提出及び経由)

第15 この要綱に定める知事に提出する書類は、事業を所轄する地方振興事務所長又は同事務所地域事務所長(以下、「所長」という。)を経由し、所長はその写しを保管するものとする。

#### (その他)

第16 本事業の実施等につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、知事が別に定めるところによる。

2 本事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)の基準を適用しないものとする。

#### 附 則

1 この要綱は、令和8年2月24日から施行し、令和8年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

(別表) 交付対象となる事業及び経費並びに補助率等

事業名	経費	補助率	重要な変更
宮城県スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業	スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業実施要領第5の2に基づいて行う事業に要する経費	定額 1 / 2 以内 6 / 10 以内 (さとうきびに限る。)	1 補助事業者の変更 2 事業の新設、中止又は廃止 3 事業費の3割を超える増又は補助金等の増 4 事業費又は補助金等の3割を超える減